

ドイツにおける徴兵制の変容

- 国家と個人の相克 -

市川ひろみ

今治明德短期大学

広島大学平和科学研究センター客員研究員

Transformation of Conscription System in Germany: Confrontation between a State and an Individual

Hiromi ICHIKAWA

Imabari Meitoku Junior College

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

Military conscription was a part of modernization. In pre-modern times, a feudal lord was not able to use all of the people for military service. By introducing universal

suffrage, a modern state was able to enforce people to exercise violence. A modern state attempted to control not only its people's behavior, but also their inner life. An army has functioned as a school of nations. Through training in an army, people were standardized and disciplined.

Conscientious objection was a form of "deviation" from the state integration, and therefore objectors were severely punished until the end of World War II. After the horrible experiences of war and the Holocaust, conscientious objection is considered a basic human right and by the state guaranteed. Legislation makes conscientious objection no longer a form of "deviation."

The system to integrate objectors in the German Democratic Republic was the construction units (*Baueinheiten*). Objectors were subjected to ill treatment and lifelong discrimination. Through their experiences, they organized peace movements and provided a vital nucleus for unofficial civil movements during the late 1980s. The state of GDR had failed to integrate objectors and driven them to estrangement. In contrast, the state of the Federal Republic of Germany succeeded in integration through the introduction of civil service (*Zivildienst*). The number of Zivis outnumbered that of conscripts in the army in 1999. There is now a new impact of objectors on society, because they have become an indispensable part of social welfare service.

Now in FRG, soldiers in the army have the right and the duty to refuse a senior officers' order, when the order is inhuman or unlawful. Soldiers should act as citizens with their own responsibility.

I would like to survey the transformation of conscription system in Germany, from the viewpoint of how the state has tried to integrate each individual.

はじめに

20世紀はしばしば「戦争の世紀」と称される。二つの大戦は未曾有の規模の破壊をもたらした。それを可能にしたのは、産業革命以後の経済力・技術力の発展とともに徴兵軍隊であった。徴兵軍隊は、戦争のあり方を根本的に変えた。そしてまた、その大規模で悲惨な戦争は、徴兵制自体の変容を迫るものであった。

徴兵制は、個人と国家が直接対峙する契機である。国家は個々人に対して、身体を物理的に拘束し、生命さえも国家のために危険にさらすこと、ひいては他者に対して暴力を行使することを強制するのみならず、それぞれの世界観、良心にも介入することになるからである。徴兵制は、国家が個々人に行動・思考様式までを馴致するための重要な装置であった。徴兵制を前提として可能となった総力戦体制は、人びとの社会生活全体を戦争のために統制した。

戦後、徴兵制は見直しを迫られ、ドイツでは兵役拒否権が基本的人権として保障されるようになった。さらにまた、冷戦後の現在、徴兵制は新たな岐路に直面している。東西ドイツにおいては、当初より徴兵制からの「逸脱」である兵役拒否者に配慮した制度が導入され、それぞれの国家にとって兵役拒否者は特異な存在となった。

本稿では、国家がいかに個人を国民として取り込もうとしてきたのかという視点から、ドイツにおける徴兵制の変容を概観する。

1．個人の国家への取り込み

1．1．徴兵制による「国民」化

現在のような徴兵制は近代国民国家成立に伴い確立したが、軍役の歴史は初期中世にまで遡ることができる。初期中世では、安全保障とは自らが居住する村を共同で防衛するといった、自衛的なものであった。盗賊に襲われた場合などに、人びとは自分達の村の平和を協力して護る責務があると考えられていたが、次第に共同体的な観念は薄れ、14世紀ごろには、安全保障は仲間同志の助

け合いから、支配者による強制へと変化していった。襲撃があった時に追跡するのではなく、支配者の意思によって戦う軍隊となった。封建時代には領主は自らの領土を防衛あるいは拡大するために、戦闘のプロである傭兵を使っていた。このころには武器の発達に伴い戦場で専門的な知識が必要になってきていたからである。しかし、傭兵は費用がかかる上に、傭兵らは失職しないために故意に戦闘を長引かせたり、住民から略奪したり、反乱する恐れさえあった。

16世紀にはオスマン帝国が侵略してくる脅威を感じていた領主たちは、安価で信頼のできる軍隊を望んでいた。そのために、住民を防衛のために組織化するという発想が登場した。ただしすべての住民ではなく、原則的に財産と職業をもつ市民が軍事的な訓練を受けるべきであるとされた。防衛を担うべき対象が限定されたのには、貴族らが農民を武装させることに恐れを抱いていたという側面もあった。

1654年の帝国議会で常備軍の創設が決定された。その結果、将校養成のための軍事アカデミーが設立され、兵卒の訓練のためには練兵場が作られた。兵士とされた人びとは兵営で共同生活を営み、上官の命令には絶対に服従することが求められた。彼らは支給された制服を着用し、規律正しく行進しなければならなかった。軍隊内にとどまらず工場や学校でも、規律・訓練によって人びとの身体の運用への取り締まりがなされるようになった。国民の生活、行動様式が規格化されはじめた。また「国民」は、封建社会には強かった身分差別や地方分散性が弱められ、均質化が進んだ。

1733年にカントン制度が施行され、徴兵制が導入された。全国を500世帯からなる徴兵区（Kanton）に分けて徴集された住民は、兵士として2年間の軍事訓練を受けた後は、1年のうち3カ月（のちに2カ月間、1カ月半に）教練を受けるが、残りの期間は農村に帰り農業に従事する。また、未成年者も連隊簿に予備軍として登録された。この制度の農村における社会関係に及ぼした影響は甚大であった。一旦徴兵されたり、登録された若者は、農村で他の村民とともに農作業に従事するが、その間も兵士である印（帽子につける房などが彼等の所属する連隊を示した）を身につけていた。さらに本人のみならず、家族も共に軍事裁判権に属していたことから、国家のレベルの裁判権が各々の農村に浸

透した。精神的な面でも、彼等は、従来唯一の「お上」であった貴族の支配下にあるとは思わなくなった。彼等はそれぞれの地方に居ながら、中央の国家に属していると認識するようになっていた。多数の領邦が混在する状態にあったドイツで、人びとに一つのドイツ民族であり、同じ国の国民であるという自覚を形成することに、徴兵制は大きく寄与した。ただし、実際には、貴族、高級役人、大学教師、土地所有者はこの義務から必ず除外されていた。その他にも多くの役人や年金生活者の子息、一定の支払いをした商売人・工場主は免除された。また、毛織物・絹産業・鋳業・海運に携わっているものについては、一定の条件下で免除されており、この時期の徴兵制は、全住民を包含するものではなかった。

18世紀末の啓蒙主義は、徴兵制がもたらすと考えられていた、社会に対する民主的・平和的效果に期待するところがあった。国のために軍役を担うことによって国民の権利を得るのであり、すなわち兵役に就くことは民主国家の国民の「権利」であるという考え方である。「服従するだけの人民から国民」へと変化させられたのだった。1800年代に始まったプロシア軍改革から60年弱の間にドイツ国民にとって、徴兵制は特別な意味をもつようになった。「徴兵制への信仰は伝統的な宗教よりも深い意味で受容されていた。この信仰を受け入れないものはドイツ人ではないとされる程であった(Optiz, S.22)」という指摘があるように、物理的な役務の強制のみならず、「国民」となることと引き換えに、一人ひとりの内面への国家による管理が強化されたのだった。

1.2. 総力戦体制

ナポレオンに対する「祖国解放戦争」宣戦布告と結びつけて、1813年3月17日に国王フリードリヒ・ヴィルヘルム(Friedrich Wilhelm)三世は「わが国民に告ぐ」という呼びかけを行い、これにより祖国防衛のための大量徴募の軍隊が編成されることになった。プロイセン軍隊は愛国主義的熱情にあふれていた。学生や市民の子弟や手工業職人はわれがちに軍隊に参加したのだった。その上、軍隊の外でも、人びとによる大規模な募金活動が行われたり、愛国主義協会や、ひいては最初の自立的な女性協会も創設された。ほとんどすべての住民階層がこ

の戦争にかかわるという状態であった（ダン48頁）。

1866年ころまでには、プロシアでは高く動機付けられ、政治的にも信頼できる大衆軍が達成された。成年男子の大部分は恒常的に軍隊的秩序の下に編成された。彼等は独立した個人である前に国王の兵士であらねばならなかった。また、この頃には軍事技術の発達に伴い、武器の性能が向上して飛距離が伸びたことによって、密集して戦われていた戦場は分散せざるを得なくなった。上官の目の届かないところでも、脱走することなく命令された任務を遂行させるために、ますます兵士への「愛国的な」教育が重視されることとなった。すなわち、国民は身体的・物理的なレベルにとどまらず、一人ひとりの内面にも国家からの強い働きかけを受けることになった。

二つの世界大戦は、すべての交戦国が徴兵制に基づく大量の兵力を動員して戦う消耗戦となった。また、大量の重火器や戦車、戦艦、飛行機を投入する戦闘が長引く中で、産業や国民を総動員する「総力戦」という新しい戦闘方式が登場した。第一次大戦期に、主要国では30~60%の成年男子（ドイツでは成年男子の66%）が動員されるに及んだ。総力戦においては、徴集される男性にとどまらず、予備労働力である女性の動員、あらゆる消費財と食料も徹底的に統制下に置かれた。

世界大戦により、人びとに対する軍事的支配が一層進んだ。数百万人の動員、塹壕戦、前線での生活は、将校と兵士の同質化をもたらした。このことは、社会の平等化という変化につながっていった。社会的平等の制度化も、国民一人ひとりの国家への統合をより強化することに寄与した。このように近代国民国家は、直接戦闘を行う兵士だけでなく、すべての国民をことごとく戦争に巻き込んだ。

いまや国家が国民の繁殖、誕生、死亡、健康、寿命まで積極的に調整管理するに至った。その極端な例を第一次大戦後からナチス・ドイツにおける優生学の考えかたにみることができる。1920年代には、高名な法学者と精神医学者が、『生存無価値な生命の抹殺の許容』で、「不治の白痴」の「安楽死」を肯定する見解を表明している。次の一文が彼等の考え方を端的に表している。「幾千の貴重な若者が戦場で命を落とし、何百もの勤勉な炭鉱労働者が爆発事故で生き埋

めになっている一方で、精神病院のなかでは入院患者が手厚い看護を受けている。---つまり、最も有用な人材が犠牲となり、もはや何の価値も無い人間がのうのと看病されているのである」¹。死を前にした病の苦しみから病人を解放するという意味の「安楽死」ではなく、戦争遂行のための経済性が問題とされたのである。医師、プロテスタント教会、福祉・医療関係者をはじめとする幅広い支持を得て、1933年（7月14日）には断種法が成立し、徹底した優生政策が開始された。1945年までの安楽死の犠牲者は27万5千人と推定されている（栗原51頁）。

徴兵制からの逸脱行為である兵役拒否者は、両大戦中は少数であったが、苛酷な弾圧の対象となった。国家は、彼等を収容所に移送し、あるいは処刑した。

2. 「逸脱者」の国家への取り込み

戦後ドイツにおいて、国家は相対化された存在であった。過去のドイツ国家のために、そして東西各々の同盟国のために分断された状態で東西ドイツ国家は1949年に建国された。各々は独立した国家であるとされたものの、独自の安全保障政策を採ることは許されず、軍隊は東西の軍事機構にしっかりと組み込まれてはじめて成立し得た。これらの軍隊が防衛したのは国家ではなく、体制だった。しかるに、兵役を強制したのは各々の体制を担う国家だった。これでは徴兵制の国民統合機能にも限界があった。しかも、人びとの間には「戦争はもうたくさんだ」という厭戦感情が戦後直後には特に強かった。

このような状況で、国民の「権利であり義務である」兵役を拒否する人びとが、他の諸国におけるよりも多く存在したのは当然でもあった。徴兵制を否定する兵役拒否者をドイツ帝国では、馴致され得ない全くの「逸脱者」として国家はその存在を許さなかった。ところが、戦後両ドイツでは従来の「逸脱者」さえをも国家の制度内に取り込もうとした。国民の義務を拒否しても尚、国家の統制からは逸脱しない。兵役拒否の権利を、国家が国民に保障するということは、国民をより包括的に統合するという側面も有している。

2.1. 東ドイツ

ドイツ民主共和国人民議会は1956年に「国家人民軍(Nationalen Volksarmee)の設立に関する法律」を可決したが、すでにこの前年に東ドイツはワルシャワ条約機構に加盟していた。徴兵制が施行されたのは、ベルリンの壁が構築された翌年62年1月であった。この時兵役は、「すべての労働者の祖国、農民と労働者の国家を武器をもって護るのは国民の権利であり、荣誉ある義務である(ドイツ社会主義統一党第一書記ウルブリヒト(Walter Ulbricht))」と謳われた。

東ドイツ国家人民軍はワルシャワ条約機構軍の重要なメンバーであった。そのため十分な兵員確保が危ぶまれることになる恐れから、東ドイツ政府は兵役拒否を権利として保障することはできなかった。同時に、政府は兵役拒否者を弾圧することもできなかった。東ドイツの国際的評価のためには西ドイツと比較して遜色なく国民の権利を尊重していることを示す必要があったからだ。その西ドイツでは基本法によって、兵役を強制されない権利が保障されていた。国家は、兵役対象者全員を何らかのかたちで軍隊内に取り込むため、1964年9月に「国防省下に建設部隊を設置することに関するドイツ民主共和国国防評議会指令」が施行された。

もっとも、この建設部隊は兵役を拒否することを、市民の基本権として保障するものではなかった。防衛施設の補修、道路工事、軍事演習による破損の回復などが任務であり、軍旗への忠誠の誓いはしないが、宣誓は義務づけられていた。さらに国家は彼等を抑圧した。上官らによる誹謗・中傷は日常的になされていたのに加えて、除隊後は大学進学や就職の際に厳しい差別を受けた。それゆえに、建設部隊兵士となった若者らは、平和・人権運動において積極的に活動するようになった。1960年代後半から継続された彼等の運動が結果的に、89年に東ドイツの体制転換をもたらした市民運動の母体となった。

東ドイツの国家は国民に対して「逸脱」を少なくとも公式にはほとんど認めず、厳しく管理しようと試みた。そのことが、国家の意図とは逆に「国民」としての居場所を限定し、「反体制派」を生みだした。換言すれば、東ドイツ国家は、逸脱者を制度内に取り込み管理することには成功したかに見えたが、内面への働き掛けに失敗したと言えよう。兵役拒否者らを、統合の方向にではなく、

離反へと追いやってしまったのだった²。

2.2. 連邦共和国

1956年4月に連邦政府は、「なぜ徴兵制が必要か」について、「兵役は人間的価値を養成する、徴兵制は人民の健康を改善する、召集兵は軍事的専門知識のみならず人生の教育を受ける」と説明していた。この見解にも、国土防衛のために国民の身体を拘束するのみならず、行動様式、内面へも管理を及ぼそうという意思が伺える。

先述のとおり、兵役拒否の権利は、建国当初から基本法に明記されており、軍隊での役務に就くことを強制されない権利は保障されていた。とはいうものの、80年代はじめまでは国家が一人ひとりの良心を厳しく審査した。当初、兵役拒否者は制度内の少数者にとどまっていたが、83年になって改正法が成立し、「良心的兵役拒否法および非軍事役務法の新秩序のための法律（良心的兵役拒否新秩序法）」が制定された。これにより兵役義務法の一部としての兵役拒否者規定であったのが、独立した良心的兵役拒否者に関する法律となった。この法によって良心の審査が放棄され、所定の手続きをとるだけで兵役を「拒否」できるようになった。良心の真実性の審査には憲法上の問題も生じ得るので、いわば「面倒な選択肢」とすることによって、事実上の審査は放棄された。面倒な選択肢とは民間役務の期間が軍務と比べて長期間にされているからである。同法第2条は、「非軍事的役務は基礎兵役より3分の1だけ長期にわたる」とし、代役の期間を基礎兵役の期間に依存させる方法を採用した。書類に不備のある場合にのみ承認されなくなったので、80年代半ば以降は、承認率は常に85%以上となった。

このようにして連邦共和国では、兵役拒否者を代替の民間役務(Zivildienst)に取り込むことに成功した。1990年の統一後は民間役務を選択する若者の増加が顕著で、1999年には138,364名に達し、連邦軍内で兵役に従事するものの数を上回るに至った。民間役務に就く人のほぼ70%が福祉関連の仕事に従事する。看護、介護、救急、レスキュー隊、重度身体障害者宅での介護などである。受入団体は、非営利団体に限られており、新旧教会奉仕活動（カリタス、ディアコニー）

ドイツ赤十字、ドイツ病院協会、ドイツユースホステル協会などが主な派遣先である。兵役拒否者らは、とりわけ80年代後半以降は介護などの福祉分野で重要な役割を担っており、社会にも広く受け入れられている³。逸脱者であった兵役拒否者たちは、軍隊内ではなく、民間団体を通してではあるが、別のかたちで国家に統合されている。福祉サービスを担う人材が徴兵制によって確保されている事実は、戦争準備と福祉とが一体となっている総力戦体制のあり方を象徴していよう。

ところが、その一方で民間役務に従事する者の数が、軍隊での役務に従事するものの数を上回る事態は、新たなダイナミズムを生み出している。「拒否」の性格は薄れているが、国民の多くが福祉分野を中心とする非軍事役務を選択するという確固とした意思表示となっている。連邦軍が域外に派遣されるようになり、アフガニスタンに投入される中、ますます兵役を「拒否」する若者が増加し続けている。

3 . 兵士の内面の統合 : 「制服を着た市民」

1957年に創設された連邦軍(Bundeswehr)は、「民主的」な軍隊にすることが求められていた。当時、徴兵制を、「民主主義の正統な子(テオドール・ホイス(Theodor Heuß)大統領)」と捉え、軍隊の民主化、国民による管理の観点から積極的に評価する人も少なくなかった。職業軍人による軍隊では、軍が暴走したとき、社会はそれを止めることができないと考えられ、軍隊は国民の全ての階層から構成されるべきだとされた。徴集兵は「制服を着た市民(Bürger in Uniform)」として連邦軍と社会とのつながりを保障すると考えられた。

「制服を着た市民」とは、兵士も「原理上、他の国民と同様の権利・義務を有すべきであって、それは一定の職務上の必要によって制限されるにすぎない」とするものである。この兵士のあり方を規定する上でカギ的役割を果たしたのが「内面指導(Innere Führung)」の構想であった。この発想は、国民は軍隊内であっても自由な人格として、責任感のある市民でありつづけるべきだということである。軍隊内では家庭や職場とは全く異なり、兵士は服従することを求めら

れ、個人の自由は大きく制限されるが、普段の日常生活にある拘束からは解放される。その非日常の場において、日常の市民生活では許されない行為も免責されてきた。それゆえどんな命令にも従うという無責任さが、人道に対する罪を生み出したとの反省に立つ。軍隊内であっても市民であり、たとえ上官の命令に従ったのであっても、責任をもって行動することが要請される。戦後の戦争犯罪は国際法廷で裁かれ、その際、上官の命令に従った場合でも、犯罪行為を免責する事由とはならないと認識されるようになっている。ニュルンベルクの戦犯法廷では、「国家行為の抗弁」も「上官命令の抗弁」も否認され、兵士には「抗命義務」があるとされた。ドイツ軍事刑法は、違法性を認識していたか、あるいは違法性が明白であった場合には、上官の命令も行為者の責任を阻却しないとしている。兵士には、命令の違法性を判断する義務がある。無条件の服従ではなく、自らの良心にしたがった判断が個々の兵士に求められる（西原208頁）。

しかしながら、「内面指導」の構想は連邦軍のなかで十分に反映されたとは言い難く、国家から兵士への働きかけの方向のみにとどまっているようである。兵士たちに自らの任務の目的と意義をよりよく理解させるための教育などがその例である。祖国防衛とは異なり、とりわけ域外派遣の場合には、連邦軍の役割が自明でない。また、「内面指導」の問題は上官と下士官との関係の日常的規律の問題に矮小化されがちである。連邦軍内面指導センターの教育教材パンフレットには、「命令が任務の目的に合致しない、あるいは人間の尊厳を侵害する場合には命令に従う必要はなく、違法行為を命令された場合はその命令に従ってはならない」と説明されている。ところが、具体的な例としては、上官がプライベートな理由で命令するケースや道路交通法違反の例などが掲げられている。人間の尊厳も、さしずめ命令された兵士にとって屈辱的かどうかといった側面しか指摘されていない⁴。

「内面指導」の構想は、ナチズムに対して軍隊が有効に対抗することができなかったことの反省に基づいていたことはもちろんだが、同時に、現代の戦争の性格からも要請されることであった。イデオロギー戦争、心理戦争を戦いぬくには、兵士は自分が何のために、何と戦っているのかを理解し、確固たる精

神的立場をもっていることが必要であったからだ（岩間274頁）。

4．冷戦後のドイツの軍隊

4．1．徴兵制あるいは民間役務

東西の対立が厳しかったとき、東からの領土内への軍事侵攻に備えて、大規模な軍隊が不可欠だとされていたが、冷戦後の危機の変化にともなって、大規模な軍隊は不必要となり、NATO19カ国のうち11カ国が職業軍隊であるか兵役の廃止を検討している⁵。ドイツにおいても、1991年9月24日に首相に提出された「連邦軍の将来の任務のための独立委員会」報告書では、拡大された安全保障の範囲が示された。守るべきものはNATO同盟諸国を越えて広く世界にあるとされている。また、志願制の軍隊への転換も示唆された。2000年5月23日に連邦政府に提出された防衛構造委員会(Wehrstrukturkommission)による「将来の連邦軍への提言」では、連邦軍の第一の重点的課題として危機への対応が挙げられている。NATO、EU、国連、OSCEとの効果的な協力ができるように、安全保障・防衛・軍備政策のヨーロッパ化を進め、紛争対応戦力を現在の約6万人から14万人に増強するべきだとしている。徴兵制の期間は10カ月に短縮し、規模も3万人とする。全体としても、現在の31万8千人から24万人に人員を削減することが提唱された。徴兵制を存続させるかについては防衛構造委員会でも意見が分かれた。

連邦軍の改革についての議論は、必然的に社会福祉政策のあり方を論ずることになる。「兵役拒否者」らの存在はきめ細かな福祉サービスの提供には不可欠であり、兵役期間の短縮が直接的に介護の質に影響する。民間役務として安価に供給されている労働力が失われると、ドイツの社会福祉サービスに甚大な支障がでることは避けられない。特に重度の身体障害者が施設ではなく、在宅で自立した生活を営むにあたって民間役務従事者の果たす役割は大きい。ハンブルクの「ドイツ筋肉委縮患者援助団体」代表ヨアヒム・フリードリヒ(Joachim Friedrich)は、兵役期間の短縮によって、一人暮らしや通学が困難になるなど、患者の生活の質が低下することを危惧している(Dürr S.33)。民間役務を担当す

るベルクマン(Christine Bergmann)家族省大臣による「民間役務の未来検討委員会」への諮問答申書「民間公益活動の構成に関する勧め」(2000年)は、民間役務法を廃止し、新たな「自由意志による民間公益活動法」を制定するべきだとしている。ここでは男女の若者の自主性に依拠して福祉・環境分野でのボランティア活動を制度化して促進するとされている。これは当初、軍隊内での強制された役務に代わる代替役務を選択した人びとが、新たな方向性を創り出したと評価することもできる。国家による強制ではなく、自発的に自らの社会に取り組んでいこうとする方向性を育んでいる。ただし、この自発性がどの程度国家による「取り込み」から独立しているかの判断は容易ではない。

3.2. ヨーロッパ緊急対応部隊

冷戦後もなお、徴兵制が正当性を保つことができるかという問題についていくつかの点で疑問が生じている。・祖国防衛が兵役の前提であったが、現在のドイツには領土が侵略される脅威はなく、「防衛」する必要がない。・実質上は「防衛」軍隊でなく「介入」軍隊での兵役の強制は、違法ではないか。・現在でも兵役に就くのは該当者の半分以下という状態で、国民の義務は平等に履行されていない。・「国民国家=祖国」を国民が防衛するという概念は、ヨーロッパ市民というアイデンティティをもつ人にはそぐわない、というものである。1993年11月にマーストリヒト条約の発効と同時にEUの共通の外交・安全保障政策が始動した。共通の安全保障政策のために、ヨーロッパ諸国における軍事改革が相互に同調できるようなイニシアティブがもとめられた。安全保障に対する脅威としては、民族・宗教対立、領土紛争、政治的改革の挫折、人権侵害、国家の崩壊を契機としたリスクが考えられている。非軍事的なリスクは発展の遅れ、人口増加、食糧難、病気、環境破壊などだ。ここでは安全保障が包括的に捉えられている。

コソボ紛争を受けて、1999年にケルンで開催された首脳会議でヨーロッパの共通の外交・安全保障政策強化の中心にペータースベルク任務が据えられた。ペータースベルク任務とは、人道的使命、救助活動、平和維持、紛争解決に際しての、平和構築活動を含む出動を意味する。NATOが行動しない場合、国

際的な危機的な状況に際してEUが信頼できる軍事力をもって出動できねばならない。ドイツ政府は予定されている出動力の20%まで参加することを決定した。

連邦軍の最終的な使命は国土/同盟防衛であるとされるが、年々危機・紛争の対応の方に重点がおかれるようになった。想定される最も蓋然性の高い出動の可能性は、ヨーロッパ周辺地域における紛争への緊急派遣や国連の平和維持活動などの「域外」任務である。これまでの、カンボジア、ソマリアへの人道的派遣の場合も、登録しなかった徴集兵は派遣されることはなかった(von Bredow S.60)。職業軍人、志願して兵役期間を延長したものが自らの意志に基づいてその任務に赴いたのであった。純粋に軍事的な観点からも徴集兵は域外の任務には適さない。10カ月間の訓練期間では紛争介入のために十分な能力を教育することができないからである。

結び

中世において、住民は自らの村を外からの襲撃に対して衛るという自衛的な役務に就いた。軍隊は、領主の軍隊であった。近代国家の成立とともに徴兵制は確固とした基盤を獲得した。徴兵制と選挙制度はほぼ並行して始まっている。男子は選挙権、被選挙権をもつとともに、すべて強制的に(つまり平等に)戦争に動員され、国家は彼らに暴力の行使を強制できるようになった。成人男子の多くに軍事訓練を受けさせるためには彼らを管理する能力がその前提となった。さらに彼らが、離反・反対の方向に向くことのないよう「国民」としての一体感を強く感じさせるため、内面にまで管理を及ぼせることが必要だった。

徴兵制は、全国民男子を等しく召集することによって、社会の平等化を強く推進することにもなった。軍隊は、ふぞろいだった人びとを健康で規律正しく規格化する「国民の学校」として機能した。近代以前には、個人への軍役の強制は、身体的・物理的なレベルであったが、近代国家においては、個人の内面にまで入り込んだ。一人ひとりの国民に世界観・イデオロギーを強制したため、国家による管理が強化された。総力戦の下では、すべての国民の生活全体が「徴

集」されることになった。「逸脱者」であった兵役拒否者は、弾圧された。

東ドイツにおいては、国家は徴兵対象者全員を国家人民軍に取り込むことを試みた。そのための制度が建設部隊であったが、この制度の不十分性に加え、軍隊内で抑圧されたことから建設部隊員たちは、市民運動を展開した。彼らは国家に取り込まれてしまうことなく、ついには政治体制そのものを揺るがす運動の母体となった。

これとは対照的に西ドイツでは、兵役拒否者を制度内に取り込むことに成功した。そして、国家が課す義務を否定していたはずの「兵役拒否者」らが、国家の福祉政策を支えている。「兵役拒否者」らが存在することによって、障害者の生活の質を飛躍的に向上させることが可能になるなど、福祉の分野に大きな影響をもたらした。一旦は社会の逸脱者であった兵役拒否者らは、国家制度の中に取り込まれてしまったが、増え続ける兵役拒否者はもはや兵役の「例外」ではおさまらない存在となり、社会における兵役への評価、ひいては軍隊や武力による紛争解決についての評価にも変化をもたらしている。武器をもってする役務を拒否することは、かつてのように「弱虫」や「怠け者」として非難されるどころか、90年代以降には兵役に就く若者よりも肯定的に受け止められている。域外派遣にはバルカン地域でも十分な兵員を確保することが困難な状態であった(Randow/Stelzenmüller S.23)が、アフガニスタンへの連邦軍派遣以降、兵役を拒否する若者は一層増加している。

連邦軍に組み込まれた兵士は、軍隊内であっても市民として責任ある態度をとることが求められている。たとえ命令であってもひとりひとりの兵士はその命令が人道に反するかどうかを、判断し自らの責任において行動しなければならない。国際法廷では、たとえ上官の命令に従ったとしても人道に反する罪は免責されない。国家の命令はもはや個人の責任を覆い隠すものではなくなった。

冷戦後の今、ヨーロッパ統合が進み、「国民」も「平和」も変容を迫られている。領土防衛は必要なくなった。かわって護るべきは「ヨーロッパの価値」だと考えられるようになってきている。領土が他国に侵略されることは考えにくい状況になり、新たな脅威はヨーロッパの不安定化である。この脅威に対応するために「域外」にも連邦軍を派遣することが求められた。コソボへの空爆は、ヨ

ヨーロッパの「平和」を護るために難民が流入することを防ぐことと、ヨーロッパの価値を共有しない体制を許さないことがその目的であった。ヨーロッパの共通の価値とは、人権尊重、民主主義、法の支配、市場経済である。共通の規範からの逸脱を、紛争の根元であると考えるので、安全保障を追求することは一定の世界観を強制することにつながる危険性も孕んでいる。

註

- ¹ Karl Binding und Alfred Hoche, *Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens. Ihr Mas und Ihre Form*, 2te Aufl., Meiner, Leipzig, 1920, S.55 (小俣 32 頁)。
- ² 東ドイツにおける兵役拒否については、市川 1997 年を参照。
- ³ 民間役務については、市川 1998 年を参照。
- ⁴ Zentrum Innere Führung, Ausbildungshilfe “Wehrrecht, Soldatische Ordnung, Kriegsvölkerrecht;” *Die Gehorsamspflicht des Soldaten Folie 1b* (発行年不詳)による。筆者はこのコピーを国防省(Bundesministerium der Verteidigung)のペーター・ケンティ(Peter Kenty)氏から入手した。ケンティ氏によれば、抗命権を行使した兵士の数などの統計はない。
- ⁵ NATO諸国の軍隊形態：アイスランド・軍隊なし、アメリカ・職業軍隊、イタリア・徴兵制(10-12カ月間)、オランダ・職業軍隊(1996年3月1日より徴兵停止)、カナダ・職業軍隊、ギリシャ・徴兵制(18-21カ月間)、スペイン・2003年までに徴兵制の段階的廃止、チェコ・徴兵制(12カ月間)、デンマーク・徴兵制(4-12カ月間)、ドイツ・徴兵制(2002年1月1日から9カ月間)、トルコ・徴兵制(9-18カ月間)、ノルウェー・徴兵制(6-12カ月間)、ハンガリー・徴兵制(9カ月間)、フランス・2003年までに徴兵制廃止、ベルギー・職業軍隊(1995年3月1日に徴兵制廃止)、ポーランド・徴兵制(12カ月間、学士は6カ月間)、ポルトガル・徴兵制(4-12カ月間)職業軍隊への移行が検討されている、ルクセンブルク・職業軍隊。出典：*Zeit Punkte*, Nr.4, 2000 S.70.

参考引用文献

- Bluth, Christoph, *German and the Future of European Security*, Macmillan, London, 2000.
- Brock, Peter, Thomas P. Socknat, eds., *Challenge to Mars*, University of Toronto Press, Toronto/ Buffalo/ London, 1999.
- Dürr, Tobias, Ohne, Drückgeber geht es nicht, *Zeit Punkte* Nr. 4, 2000.
- Eckardt, Opitz, “Allgemeine Wehrpflicht in Deutschland: Historische Annotationen zu einem aktuellen politischen Problem,” in *Jürgen Groß*, Dieter S. Lutz hrg. *Wehrpflicht ausgedient*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1998.
- Foester, Roland G, hrg., *Die Wehrpflicht*, Oldenbourg Verlag, München, 1994.
- Fürst, Arndt, *Soldatenrecht*, Kommentar, Berlin, 1992.

- ゲルリッツ、ヴァルター（守屋純訳）『ドイツ参謀本部興亡史』、学習研究社、1998年。
- Giddens, Anthony, “Political Theory and the Problem of Violence,” in: The Belgrade Circle, ed., *The Politics of Human Rights*, Verso, London, 1999.
- 広瀬圭一（編）『ヨーロッパ変革の国際関係』、勁草書房、1995年。
- 市川ひろみ「東ドイツにおける兵役拒否 - その原理と社会的展開 - 」、『平和研究』第22号、1997年11月。
- - 「ドイツ連邦共和国における兵役拒否としての民間役務 - 良心の決断から社会福祉へ - 」、『広島平和科学』第21号、1999年3月。
 - - 「戦後ドイツの軍隊の変容 - 非日常の軍隊から日常の軍隊へ - 」、『今治明德短期大学紀要』2001年3月。
- 岩間陽子『ドイツ再軍備』、中央公論社、1993年。
- Jacobsen, Hans-Adolf, “Europäische Sicherheitsgemeinschaft und Wehrform deutscher Streitkräfte,” in: Roland G. Foester hrg., *Die Wehrpflicht*, Oldenbourg Verlag, München, 1994.
- -, “Von der kollektiven Verteidigung zur kollektiven Sicherheit,” in Ernst Willi Hansen, Gerhard Schreiber und Bernd Wegner hrg., *Politischer Wandel, organisierte Gewalt und nationale Sicherheit*, R. Oldenbourg Verlag, München, 1995.
- 小俣和一郎『ナチスもう一つの大罪』、人文書院、1995年。
- 栗原彬「生命政治と平和」、『平和研究』第26号、2001年11月。
- Messerschmidt, Manfred, “Allgemeine Wehrpflicht- legitimes Kind der Demokratie?” in Jürgen Groß und Dieter S. Lutz hrg., *Wehrpflicht ausgedient*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1998.
- 水島朝穂『現代軍事法制の研究』、日本評論社、1995年。
- Nagel, Ernst Josef, *Neue sicherheitspolitische Herausforderungen aus ethischer Sicht: Eid, Wehrpflicht, Suffizienz und Friedensordnung*, W. Kohlhammer, Stuttgart/Berlin/Köln, 1994.
- 西原博史「良心の自由の法的保障」、『法の理論16』、成文堂、1997年、所収。
- 大江志乃夫『徴兵制』、岩波書店、1981年。
- Posen, Barry, R. “Nationalism, the Mass Army and Military Power,” in *International Security*, vol.18.,No.2, 1993.
- Randow, Gero und Constanze Stelzenmüller, “Soldaten-Zivis für Grobe,” in *Zeit Punkte*, Nr.4, 2000.
- Sommer, Theo, “Jeder Bürger ist als Soldat geboren,” in *Zeit Punkte*, Nr.4, 2000.
- ゾンバルト、ヴェルナー（金森誠也訳）『戦争と資本主義』、論創社、1996年。
- Stelzenmüller, Constanze, “Widerwillig ausgestreckte Hand,” in *Die Zeit*, 51, 2000.
- Stübig, Heinz, “Die Wehrverfassung Preußens in der Reformzeit. Wehrpflicht im Spannungsfeld von Restauration und Revolution. 1815-1860,” in Foester hrg.
- 多木浩二『戦争論』、岩波書店、1999年。
- ダン、オットー（末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳）『ドイツ国民とナショナリズム』、名古屋大学出版会、1999年。
- Varwick, Johannes und Wichard Woyke, *NATO 2000*, Leske + Budrich, Opladen, 1999.
- von Bredow, Wilfried, *Die Zukunft der Bundeswehr: Gesellschaft und Streitkräfte im Wandel*, Leske + Budrich, Opladen, 1995.
- 山之内靖、ヴィクター・コシュマン、成田龍一（編）『総力戦と現代化』、柏書房、1995年。

